# 仙台市農業委員会第57回総会議事録

Ⅰ. 開催日時 令和5年1月30日(月曜日)午後1時30分から午後2時35分

Ⅱ. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

Ⅲ. 出席委員 (19人)

会長1番 佐々木 均会長職務代理者2番 嶺岸 若夫

委員 3番 赤間 敬 4番 大泉 権吾 5番 大里 重市

6番 小野寺 潔 7番 加藤 和江 8番 菅野 則義

9番 菊地 郁夫 10番 熊谷 幸夫 11番 郷古 雅春

12番 齋藤 清太 13番 佐藤 千治 14番 佐藤 とみ

15 番 庄司 俊充 16 番 鈴木 通 17 番 髙橋 勝彦

18番 松原 菊男 19番 柴田 市郎

IV. 欠席委員 (0人)

### V. 議事日程

- 1. 開会
- 2. あいさつ
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

第4号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 5. 協議
  - (1) 令和5年度農作業標準料金表(案) について
- 6. 報告
  - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
  - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
  - (3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出について
  - (4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知について
  - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (6) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正(案)について
- 7. その他
  - (1) 会長報告
  - (2) 農業委員会関係出張等の復命
  - (3) 事務局からの連絡事項

## VI. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 木田 利久
 事務課長
 山本 幸子

 振興係長
 八木 正志
 農地係長
 伊藤 秀宣

 振興係主査
 内海 敏子
 農地係会計年度任用職員
 庄子 尚

## VII. 会議の概要

1開 会

開会

(午後1時30分)

司会:振興係長

ただいまから仙台市農業委員会第57回総会を開催いたします。

開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いします。

2会長挨拶

- 会長 あいさつ -

司会:振興係長

ありがとうございました。次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議 規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々 木会長、よろしくお願いいたします。

議 長 (佐々木会長) 本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。

3 議事録署名委員の指名

議長

次に、議事録署名委員については、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

議長

議案に入ります。

(午後1時33分)

第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、1月 23日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面 での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から 概要について口頭報告をいたします。

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第1号議案について、赤間敬第二調査委員会委員長から調査 の結果を報告願います。

赤間第二調査 委員会委員長 第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、髙橋勝彦委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、遠藤正彦推進委員、若生宏明推進委員が出席しました。今回の申請は、贈与による農業承継が3件、売買による規模拡大が3件の合計6件です。番号6番は規模拡大で面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。調査の結果報告は、番号1番と2番を佐藤とみ委員から、番号3番と4番を齋藤清太委員から、番号5番と6番を鈴木通委員からします。番

# 書面報告

## (14番佐藤とみ委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の3人に、持分各3分の1を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で174aの農地を耕作しています。1月13日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和4年12月5日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で591aの農地を耕作しています。なお、申請地は農地中間管理事業により賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。1月15日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

### (12 番齋藤清太委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で14aの農地を耕作しております。なお、申請地の3筆については利用権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が先月出ております。1月15日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、耕うん機2台を所有し、田植機と収穫機についてはリースにより、家族3人で43aの農地を耕作しています。1月16日に戸ケ瀬健治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

# (16 番鈴木通委員報告)

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族3人で96aの農地を耕作しています。1月16日に戸ケ瀬健治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

# 鈴木通委員 (16番)

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。面積が大きいことから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、115 a の農地は全部作業委託しています。取得後には、家族2人でトラクター1台、田植機1台、収穫機1台を新たにリースし、規模拡大を図る計画です。将来は、息子も手伝う予定です。1月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

### 議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

#### 議長

それでは、意見等がありませんので採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## 議長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、許可と決定いたします。

(午後1時35分)

# 議長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程 いたします。

調査の結果を委員長から報告願います。

# 赤間第二調査 委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫 委員、郷古雅春委員と私(赤間敬委員)の4名で行いました。今回の申請は、農 業用施設に転用するものが1件、アウトドアレジャー用地に転用するものが1件 の合計 2 件です。調査の結果報告は、熊谷幸夫委員からします。番号 2 番については、口頭報告を行います。

#### 書面報告

## (10 番熊谷幸夫委員報告)

番号1番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 393 ㎡を転用し、農業用倉庫(1棟)に 17.94 ㎡、駐車場(普通車1台・野菜出荷用トラック1台・農作業用トレーラー1台)に 118 ㎡、通路・作業ヤード等に 257.06 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで現地に砂利を敷いたことに対し、始末書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

# 熊谷幸夫委員 (10番)

番号2番は、アウトドアレジャー用地に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田1,588㎡を転用し、原野等含む事業面積4,520.93㎡をアウトドアレジャー施設に1,803.50㎡、駐車場(普通車15台)に270㎡、通路等に2,447.43㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

# 議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。

# 管野則義委員 (8番)

番号2番の施設概要にあるアウトドアレジャー施設とは具体的にどういう内容ですか。また、場所はどこですか。

# 熊谷幸夫委員 (10番)

ドッグランに  $400 \text{ m}^2$ 、バーベキュー施設に  $471 \text{ m}^2$ 、フリースペースに  $535.5 \text{ m}^2$ 、オートキャンプエリアに  $285 \text{ m}^2$ 、花壇に  $112 \text{ m}^2$ として利用する計画です。

熊谷幸夫委員(10番)

場所は、作並の鎌倉山のすぐ近くでニッカウイスキー工場のそばです。

議長

他にご意見等はございますか。

(意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。

よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時40分)

議長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程 いたします。

調査の結果を委員長から報告願います。

赤間第二調査 委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私(赤間敬委員)の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが5件、幼稚園に転用するものが1件、保護法面に転用するものが1件、作業用地に一時転用するものが1件の合計8件です。調査の結果報告は番号1番から3番を私(赤間敬委員)から、番号4番と5番を大里重市委員から、番号6番から8番までを郷古雅春委員からします。番号3番については、口頭報告を行います。

## 書面報告

(3番赤間敬委員報告)

番号1番は、作業用地に一時転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。申請は、電気通信事業者が田3,035㎡のうち291.544㎡を一時転用し、携帯基地局撤去のための作業スペースに利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、農振農用

地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について「農振整備計画の達成に支障がない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。一時転用の期間は令和5年3月31日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、幼稚園に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、学校法人が田畑2,997㎡(実測2,998.66㎡)を転用し、幼稚園(1棟)に727.06㎡、駐車場(バス・普通車併せて29台)に436.95㎡、園庭・通路等に1,834.65㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、当該地は土地改良事業施行区域外だったところですが、改良区の水路を利用することに伴い、改良区域に編入していることから、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、開発行為事前協議願書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

赤間敬委員(3番)

番号3番は、資材置場に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。申請は、ガソリンスタンド経営者が田598㎡を転用し、隣接するガソリンスタンドのため、資材置場に151㎡、駐車スペースに136㎡、通路等に311㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。第1種農地は、原則農地転用できませんが、既存施設の拡張であることから(既存施設の敷地の1/2以下に限る)、不許可の例外に該当しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

# 書面報告

(5番大里重市委員報告)

番号4番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市

街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築デザイン業者が畑660.73 ㎡を転用し、資材置場に202.71 ㎡、駐車場(トラック3台・普通車7台)に164.50 ㎡、通路等に293.52 ㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田畑275㎡を転用し、資材置場に145㎡、駐車場(3台)に60㎡、通路等に70㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

### (11 番郷古雅春委員報告)

番号6番と7番は、関連がありますので一括して報告します。資材置場に転 用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振 その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地 改良事業後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準に も該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しま した。申請は、譲受人が田畑 1,833 ㎡を転用し、雑種地等含む事業面積 4,147.06 ㎡を資材置場に1,310 ㎡、駐車スペースに225 ㎡、通路等に2,612.06 ㎡を利用 する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお、申請案件に隣 接する土地について、令和3年6月29日に開催した第37回総会において同様 の理由により農地法第5条許可があり、今回はその拡張になります。転用後は、 譲受人が経営する会社が使用する予定です。用排水計画や被害防除計画も適切 であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判 断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されてお ります。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付され ております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するも のがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、保護法面に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、

市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は菓子製造業者が、田552㎡を転用し、隣接する自社工場敷地の保護法面に利用するため、樹木を植栽する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請 に係る処分決定について、許可することに決定します。

(午後1時44分)

議長

第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを上程いたします。調査内容につきましては、第二調査委員会赤間敬委員長から報告願います。

赤間第二調査 委員会委員長

第4号議案の調査結果を報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、髙橋勝彦委員の4名で行いました。聞き取り調査については、全員で経済局農政企画課の説明を受けて実施しました。この整備計画の変更は別紙のとおり、編入が1件、除外が2件の合計3件です。

調査の結果は髙橋勝彦委員から口頭報告します。

髙橋勝彦委員 (17番)

第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更について調査結果を報告します。 番号1番は、県営土地改良事業(野尻地区農地整備事業)の予定地を農用地区域へ編入するものです。番号2番は、農家住宅の建築のための土地を農用地区域から除外するものです。申出者は当該地周辺に農地を所有しており、今後営農を続けていくために農地周辺に住宅及び農業用倉庫が必要であり、近隣に利用可能な土地がないことから当該地を選定しました。聞き取り調査において、申出者は 現在、市街化区域内に自宅を所有しておりますが、農家住宅の建設に併せ処分する予定であることを聞き取りしました。今回の除外については、農振除外の5要件の判断基準を満たしていると説明がありました。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の許可申請の手続きが必要となります。番号3番は、農地法第2条第1項の適用を受けない非農地として仙台市農業委員会が判断した土地を農用地区域から除外するものです。

農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、番号1番と3番は「やむを得ないもの」と調査いたしました。なお番号2番については、別紙のとおり意見を付することと調査しました。

#### 事務局農地係長

一 説明 一 資料により、除外の要件説明

#### 議長

第4議案について調査の結果、番号1番と3番は「やむを得ないもの」とし、 番号2番については別紙のとおり意見を付す、と報告がありましたが、ご異議、 ご意見等はございませんか。

# 管野則義委員 (8番)

番号2番は、許可になった場合、既存の自宅を解体しないうちに建てると想定 されますが、その後解体せず残されると心配です。意見を付すことに賛成です。

## 議長

申出人は現在、自宅と農地が離れており、通作が不便とのことです。今回、農地に農家住宅が認められた場合には、既存の住宅を解体して、2軒所有することのないようにしなくてはなりません。

# 菊地郁夫委員(9番)

今住んでいる所に建て替えでなくていいのですか。前例になってしまうのでは ないですか。

# 議長

所有の土地だけでなく、近くの市街化区域など住宅が建てられる土地を探したかが不明です。農政企画課から、「土地を探したけどありませんでしたので、5要件を満たしており、農家住宅として扱っていきたい」と説明があれば良かったと思います。農用地からの除外は、所有地だけの検討でないということを覚えて下さい。

# 髙橋勝彦委員 (17番)

聞き取り調査において、農政企画課で5要件を満たしているということでしたが、疑問に感じています。自分の地区も市街化区域と農地が隣り合わせの場所です。農業委員会は農地を守る立場の責任があります。農地は宅地にされやすいので、今回の事例が前例となり、農地に家がどんどん建つと困ることから、意見を付します。

# 大泉権吾委員 (4番)

申出書の「その他必要な事項」の部分は、何が必要か書いていないので、これでは書いたことにならないのではないでしょうか。また、農振除外の申出書に誤記が数カ所あるので、事務局から訂正するようお話しください。

議長

他にご意見等はございますか。

(意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、番号1番と3番は「やむを得ない」とすること。また、番号2番については、別紙のとおり意見を付すことに決定します。

(午後2時13分)

議長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和5年度農作業標準料金表(案)について」、加藤和江企画検討チーム長から説明願います。

加藤企画検討チーム長

一 説明 一(1)「令和5年度農作業標準料金表(案)について」

議長

ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

質問がありませんので、(1)「令和5年度農作業標準料金表(案)について」は、 承認といたします。

(午後2時15分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてから(5)相続税の納税猶予に関する適格者証明についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局 農地係長 それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり3件の届出がありました。転用目的の内容は、共同住宅への転用が3件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり9件

の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、宅地・公衆用道路・駐車場及び資材置場・分譲宅地への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり8件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、6ページに記載のとおり12件ありました。(5)相続税の納税猶予に関する適格者証明については、7ページに記載のとおり1件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がありませんので、次に、(6)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正(案)について」事務局から報告願います。

事務局 農地係長 一 説明 一(6)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正(案)について」

議長

報告事項(6)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

質問等がありませんので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時22分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告は、私(佐々木均会長)からいたします。

資料3をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命についてですが、資料4をご覧ください。高山真里子推進委員が1月16日開催の「第2回市町村農業委員会女性委員等研修会」に参加しましたので、後ほどご覧ください。

議長

続きまして、(3)事務局からの連絡事項を、説明願います。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について

(ア)農地係長

(ア)推進委員に対する地図等の貸与について

 $(1) \sim (1)$ 

(1) 令和5年度仙台市農業委員会全体会等

振興係

日程は、令和5年4月17日(月)午後3時からになる見込みです。日程の確保 をお願いします。場所はオンワード樫山仙台ビルです。

- (ウ) 2月~3月の予定表
- (エ) 令和 4 年度農地利用最適化推進研修会の開催について
- (オ)地域農業の未来設計図「地域計画」を作りましょう!
- (カ) 全国農業新聞のオンライン講座「スタディあぐり」について
- (キ)他市町村農業委員会だより等(農政時流、浜松市、広島市、石巻市)

議長

ご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議長

質問等がありませんので、その他について終了いたします。他に何かありますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会:振興係長

閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務 代理者 以上をもちまして、仙台市農業委員会第57回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時35分)